## 2. セミナーにおける質疑応答(当日受付分)

(問1) 他社の名義の試験成績書は、過去の「先行サンプルによる試験成績書」を品目登録する場合にあっても認められないのか。

当社(A社)は、自社の名義で「先行サンプルによる試験成績書」を取得しており、商品にも自社名(A社)を記載している。

しかし、輸入は輸入商社B社に手続を依頼している。

過去の「先行サンプルの試験成績書」を品目登録するとして、この場合、誰が品目登録を行うことになるのか。

(答) A社の試験成績書をB社が品目登録に使用することについて、A社から使用承諾書の 提出があれば可能である。

また、輸入商社B社に輸入してもらい、商品が保税倉庫にある間に、B社からA社に「保税転売」し、その後の輸入届出の手続は(品目登録のある)A社が行うという方法もある。

- (問 2) 「試験成績書に対象年齢が記載されていない」、「品目コードが違う」といった理由で、書類不備として検疫所から申請が返却されている。
- (答) 円滑な審査を進めるために品目コードに不備がないようお願いしたい。
- (問3) 東京検疫所の受付が狭くて印を押すスペースがない。 月曜日午前には、20 人位申請する人が屯しており、並んでいても割り込みがある。 整理券を発行して欲しい。
- (答) 事務所が狭あいなことは承知しているが、一時的に混み合ったものなので、ご理解いただきたい。
- (問4) 検疫所から、「複数点数をまとめて品目登録をしても良いが、その場合は、輸入は、 全てまとめて輸入する必要がある」といわれたが、そうなっているのか。
- (答) そのようなことはない。

例えば、赤、青、黄のブロックを品目登録した場合、このうち2点のみ輸入する場合も 当該品目登録の使用が認められる。

- (問5)「製造者コード」は、要請からどのくらいの期間で取得できるのか。
  - (答)「製造者コード」だけであれば、1~2週間で取得できると考えている。
- (問6) 品目登録要請をする前に、「製造者コード」を取得する必要があるのか。
- (答)「品目登録要請書」と「製造者コードの申請書」は別の書類(別の手続)になるが、 「品目登録要請」と「製造者コードの申請」を同時に申請すれば、検疫所の方で、新た に付された製造者コードを「品目登録要請書」に記入して、品目登録手続を進めてい る。

(なお、「製造者コード」の取得は、(品目登録要請の手続と並行して作業をするので、 必ずしも単純加算ということではないが)1~2週間はかかる。)

- (問7) 既に製造者コードについてバスケットコード(ナンバー)で品目登録要請をしている場合には、要請企業が自ら品目登録の要請書を差替又は訂正しなければならないのか。
- (答) 検疫所の方で、新たに付された製造者コードを「品目登録要請書」に記入して、品目登録手続を進めている。
- (問8) 「厚労省 Q&A」の「問 7」・「問 8」は、検疫所の判断に白紙委任するのではなく、少なくとも「問 7」(品目登録の変更)については例示を示さないと、検疫所間で判断がばらついてしまうのではないか。
- (答)「問 7」(品目登録の変更)は、品名の変更、工場買収で会社名が変わった場合など、 様々なケースがあると思う。
- (問9) 9月14日通知のQ&Aで「指定おもちゃ」の範囲が改定され、対象年齢6歳以上の 玩具は原則として規制の対象から外れている。しかし、これに該当するかどうか不安が ある商品は、品目登録要請しているが、それで良いか。
- (答)「指定おもちゃ」に該当するかどうかについてグレーゾーンは存在するが、明らかに不要なもの(例えば15歳以上対象の玩具)についてまで品目登録の要請が出ている。明らかに規制対象から外れており、手続する必要のないものは「品目登録」、「輸入届出」の何れも不要であるとして要請者に返却している。 それでもどうしても要請したいという場合は要請を受け付けているが、規制対象になるかどうか判断に迷っているものは事前に検疫所に相談してはどうかと考えている。
- (問 10) 検疫所から、「原本照合について試験成績書の書き方が違うので検査機関で直してもらって欲しい」という類のことが繰り返されるため、なかなか品目登録が進まない。また、後から、インボイス(工場から検査機関に宛てた検体等の情報)の他に、カートンに貼ってある運送業者発行の発送伝票のコピーも試験成績書に添付して欲しいとの話がきている。

これまでは、試験成績書に検査機関が「未開封品で検査を行った」旨を記載するだけで品目登録されていたが、カートンに貼ってある運送業者発行の発送伝票のコピーも試験成績書に添付することが必要なのかどうか統一した運用をお願いしたい。

- (答)品目登録に関する厚生労働省通知通知(8月7日付)業務基準3(4)イ、(イ)b(a)にある「インボイス」(試験成績書に添付することが必要なインボイス)は、製造者等から検査機関に宛てた検体等の情報が記載されたものであり、カートンに貼ってある運送業者発行の発送伝票ではない。
- (問11) 今後、「規格基準」が変更された場合には、品目登録を変更しなければならないのか。
  - (答)「規格基準」が変更された部分に関してだけ品目登録するのか、全部やり直すのか、今 の段階では(そのような状況にはないので)、明示的には検討していない。